〈 特例承継計画提出時のチェックシート 〉

特例承継計画を作成して、大阪府に提出する際には、チェックシートをご活用ください。

☐ **様式第21・確認申請書（特例承継計画）2部**
※経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた確認申請書（特例承継計画）を提出してください。
※申請書への押印は不要です。

☐ **履歴事項全部証明書**
申請会社の履歴事項全部証明書の原本（確認申請日（特例承継計画提出日）の前3か月以内に取得したもの）
※特例代表者がすでに代表者を退任している場合で、「過去に代表者であった旨の記載」が履歴事項全部証明書にない場合は、併せてその旨の記載がある閉鎖事項証明書を添付してください。

☐ **返信用レターパック**
大阪府から確認書を交付する際に使用します。

＜提出先＞
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎25階
大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営支援グループ 事業承継税制担当者 宛て

事業承継に関するご相談は、下記へ

税務に関するご相談 **お近くの税理士へ**	事業承継税制の確認・認定申請など、 税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。
訪問および窓口でのご相談 **府内の商工会・商工会議所、大阪府商工会連合会**	経営指導員による訪問相談や窓口相談を実施しております。 また、各地で事業承継セミナーを開催しております。 お近くの商工会・商工会議所等にお問合せください。 府内商工会・商工会議所一覧 URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/scicci/index.html
経営全般に関するご相談 **大阪府よろず支援拠点**	国が各都道府県に設置した無料の経営相談所で、中小企業診断士等の資格を有するコーディネーター陣が、様々なご相談を伺い、適切な解決方法をご提案します。 〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 TEL：06-4708-7045 大阪産業創造館2階 公益財団法人 大阪産業局内 URL：https://www.yorozu-osaka.jp/
事業承継全般に関するご相談 **大阪府事業承継・引継ぎ支援センター**	親族内承継、従業員承継、第三者承継について、 総合的に支援いたします。 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 TEL：06-6944-6257

大阪府

えっ?!

“特例承継計画”ってなに??

特例承継計画 は、
中小企業の非上場株式等に係る
贈与税・相続税 の
納税猶予 を
受けるために必要です!!

特例承継計画の提出期限は

2026年（令和8年）3/31まで!!

令和7年4月の法改正で、贈与における後継者要件が緩和されました！

事業承継税制（特例措置）の
適用要件・手続きの流れなど気になることを解決!!
これを見れば、不安がきっとなくなります!!

詳しくは、中面をご覧ください。

お早めの準備を!!

まずは2026年（令和８年）3/31までに“特例承継計画”を提出しましょう

①「事業承継税制」とは？

中小企業の後継者が、非上場株式等を先代経営者から贈与または相続により取得し、都道府県知事の認定を受けた場合、本来納付すべき贈与税・相続税のうち、取得した非上場株式等に係る部分について、納税が猶予される制度です。平成30年度税制改正では、これまでの措置（以下、「一般措置」）より、要件等が緩和された「特例措置」が期間限定で創設されました！

② 一般措置と「特例措置」は、ここが違います！

一般措置	「特例措置」（※特例承継計画の提出が必須）
○対象株式数の3分の2が上限	○対象株式数の**上限を撤廃**
○相続税の納税猶予割合は80％	○相続税の納税猶予割合を**100％に拡大**
○認定後、5年間で平均8割以上の雇用維持が必要。できなければ納税猶予打切り	○認定後、5年間で平均8割以上の雇用維持が未達成でも**納税猶予を持続可能**

③「特例措置」の適用を受けるためには？

❶ 2026年（令和8年）3月31日までに、「特例承継計画」を作成し、本店のある都道府県にご提出ください。

❷ 2027年（令和9年）12月31日までに贈与の実行および相続が開始した場合のみ、適用対象となり、贈与または相続後、提出期間内に「認定申請」を行うことが必要です。

④ 提出する「特例承継計画」ってなに？

特例措置を受けるために必要な“エントリーシート”のようなものです。

下記❶から❸の３点を検討し、経営承継円滑化法で規定する「様式第21」に記載してください。

❶後継者（最大3人まで）
❷非上場株式の承継時期
❸承継時期までの経営課題・承継後５年間の経営計画について

そして、その内容について認定経営革新等支援機関※に指導・助言を受けてください。

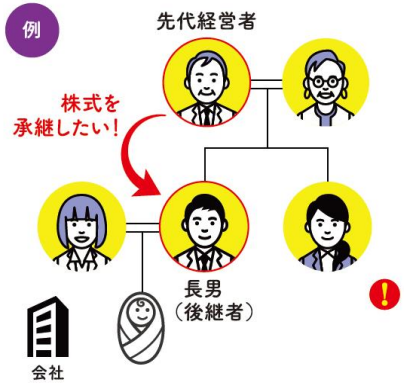

❶ 後継者を決める（最大3人まで）
➡「長男」

❷ 非上場株式の承継時期
➡「令和６年10月から令和7年10月まで」

❸承継時期までの経営課題
➡「取引先への顔つなぎや、若手従業員の減少」など

承継後5年間の経営計画
➡「工場の新設、新規採用を積極的に行う」など

! 認定経営革新等支援機関※に指導・助言を受ける

※認定経営革新等支援機関とは、国が認定した、専門的知識や実務経験を有する支援機関等（税理士をはじめとする士業、金融機関、商工会・商工会議所など）

⑤「特例措置」の認定を受けるための“主な要件”

会社

・中小企業者であること
・従業員が1人以上いること（資産管理型会社は5人以上いること）等

先代経営者

代表者であったいずれかの時および、贈与・相続の直前において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有している（後継者を除く）こと

後継者

贈与時・相続時において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有していること

［贈与］贈与の直前において役員であり、代表権を得ていること 等

※法改正により、令和7年以降の贈与では、3年間継続して役員であることが要件から撤廃されました。

［相続］相続開始の直前において役員であり、相続開始の5か月以内に代表権を得ていること 等

⑥ 事業承継税制（特例措置） 主な手続きの流れ

特例承継計画の提出
都道府県へ
2026年（令和8年）
3/31までに提出

贈与の実行・相続の開始
2027年（令和9年）
12/31までに
発生したもの

認定申請書の提出
都道府県へ下記期間内に提出
［贈与］贈与年の10/15から翌年1/15まで
［相続］相続開始の5か月後から8か月以内

税務署へ納税申告

5年間の年次報告
都道府県へ1年に1回
年次報告書を提出
（要件を満たしていれば納税猶予を継続）

3年に1回税務署へ報告

提出についてのお問い合わせは
大阪府 商工労働部
中小企業支援室 経営支援課
経営支援グループ へ

TEL：06-6210-9490　様式等は大阪府ホームページからダウンロードください。
URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keieisyoukeienkatuka/index.html
※担当者不在の場合がありますので、対面相談はご予約の上、ご来庁ください。